

皆様の新喫煙対策は万全ですか？

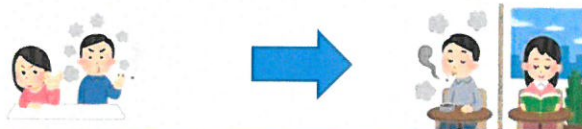
改正健康増進法 概要

マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます

- ①多くの施設において屋内が原則禁煙に
- ②20歳未満の方は喫煙エリアへ立ち入り禁止に
- ③屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に
- ④喫煙室には標識掲示が義務付けに

望まない受動喫煙を防止するための取組みは、マナーからルールへとかわります。



組合は皆様の健康増進の為、今回フィリップモリスジャパン様にご協力頂き喫煙環境改善策のご提案をさせていただきます！！

組合員様のメリット

①情報提供をさせていただきます。

改正健康増進法に関する情報のご提供



②従業員様の健康促進をご提案します。

禁煙や加熱式タバコへの切替えサポート



③働き方改革の一施策としてご案内します。

匂いや汚れの少ない車内で人材の維持、確保



④加熱式タバコ（IQOS）導入をご支援します。

特別価格にてご案内



※企業としての経費負担をお願いすることはありません

皆様からのお問合せ是非お待ちしております！！

お問合せ先

静岡県貨物運送協同組合
担当：恒松 054-263-0211

フィリップモリスジャパン合同会社
担当：吉田 080-9023-0777